

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」 に基づく取組について

令和5年11月22日
北海道建設部建設政策局建設管理課

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（経緯）

- 平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」施行
- 平成17年8月26日 「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（品確法基本方針）」 閣議決定

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」平成19年8月 策定

総合評価落札方式の導入・活用 等を位置づけ

【背景】

建設投資の減少や競争の激化などにより建設業の経営を取り巻く環境が悪化
技能労働者の高齢化や若年入職者の減少など担い手不足 など

- 平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行
- 平成26年9月30日 改正品確法基本方針 閣議決定
- 平成27年1月30日 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）作成

取組方針（平成27年12月改定）

品確法の改正等により、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念が追加されたこと等を踏まえ、道の取組をより一層進めていくため、本取組方針を改定。

- 令和元年 6月14日 改正品確法 公布・施行
- 令和元年10月18日 改正品確法基本方針 閣議決定
- 令和2年 1月30日 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）改正

令和元年度の品確法改正等により、災害への対応、働き方改革、生産性向上の必要性及び調査設計の重要性が追加されたが、平成27年度に改定した道の取組方針において、道独自で既に反映しているため、品確法の改正に伴う道の取組方針の改定は行わない。

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針の概要 ①

I 取組方針の位置づけ及び目的

【位置づけ】 公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理に関する道の基本的な取組の方向性を定めるもの

【目的】 発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力し、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与

II 公共工事を取り巻く状況

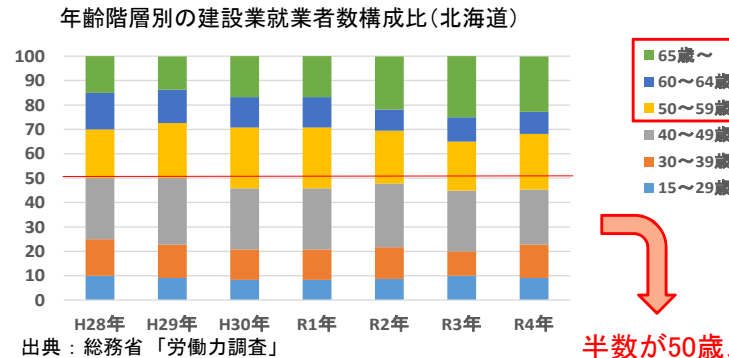
【北海道の社会資本整備を取り巻く状況】

- 広大な面積や厳しい気象条件等の本道の特性
- 人口減少社会への対応
- 厳しい道の財政状況
- 災害リスクの高まり
- 社会インフラの老朽化
- バックアップ機能の強化
- 道の技術職員の減少等

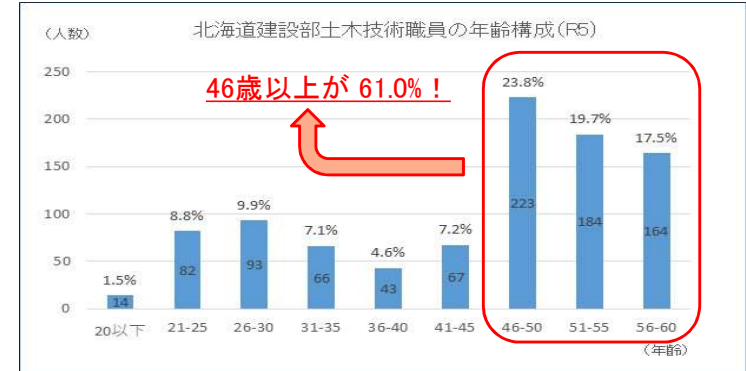


【北海道の建設業を取り巻く状況】

- 建設投資額の減少、道内建設業就業者の減少及び高齢化の進行など厳しい経営環境
- 社会資本の維持、災害時における対応、雇用や地域の活性化など重要な役割を担っている



半数が50歳以上！



46歳以上が61.0%!

III 公共工事の品質確保の意義

品質確保の意義

- ・就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難、発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念の高まり
- ・災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の確保に支障を生じるおそれがあることへの懸念

こうした状況に対応するため、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組を、より一層進めていく必要がある**

IV 品質確保に向けた取組方針

現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその中長期的な担い手の育成・確保を図るため、道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にするとともに、品確法等の改正及び運用指針により、中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する事項が新たに示されたことを踏まえ、これらの事項に関する道の基本的な取組の方向性を追加する。

IV-1 道が発注者として取り組むべき事項

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

- (1)担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定
- (2)著しい低価格受注の防止
- (3)計画的な発注及び適切な施工時期
- (4)施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

- (1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査
- (2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等
- (3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
- (4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

- (1)競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）
- (2)契約方式の選択
- (3)競争入札参加者の設定方法の選択
- (4)落札者の選定方法の選択
- (5)支払い方法の選択

4 工事の監督・検査等の充実・強化

- (1)監督・検査・工事成績評定の適切な実施
- (2)工事成績評定等に関する資料のDB化
- (3)現場の施工体制等の適切な確認
- (4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等
- (5)完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

5 設計・調査における品質確保の推進

- (1)発注関係事務の適切な実施等
- (2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用
- (3)競争入札参加者の技術的能力の審査
- (4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施

IV-2 その他の取組

6 担い手の育成・確保の取組

- (1)技術と経営に優れた企業づくりの推進
- (2)労働環境等の改善の推進
- (3)道の発注体制の強化等

7 市町村への支援

- (1)発注者間の連携強化
- (2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

V 取組の進め方

毎年度、取組状況を取りまとめて北海道建設業審議会に報告し、その意見を踏まえて次年度以降の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ①

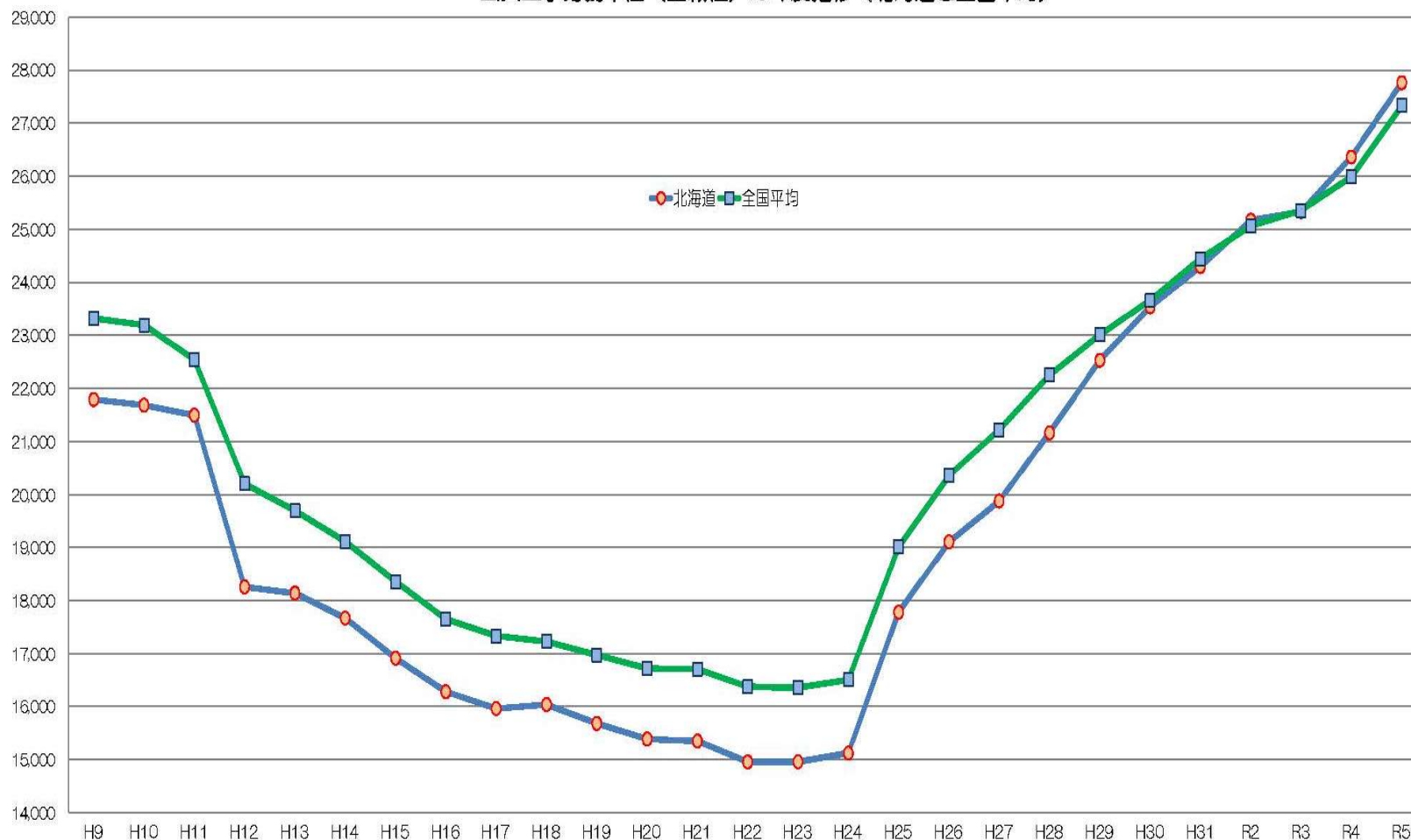
1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

	取組の方向性	これまでの取組状況等	R5年度以降 改定内容等
(1)担い手が 中長期的に 育成・確保さ れるための 適正な利潤 が確保可能 な予定価格 の設定	・トータルマネー ジメントシステ ムなどを活用 し、現場の実態 に即した施工 条件の明示等 により、適切 に設計図書 を作成	○トータルマネー ジメントシステ ム導入 (総合的な進行 管理機能 H18.3 ～) ○工事施工円滑 化ガイドライン (H28策定) ・「仮設工の積算 における留意事 項」を追加(R2)	
	・労務・資材等 の取引価格や 施工の実態を 的確に反映す る適切な価格 設定 ・積算基準の見 直しに即応し た積算の実施 ・歩切りは厳 に行わない	○適宜、国に準 じた労務単価・ 歩掛・諸経費 等の見直し ・一般管理費、 現場管理費の 率の改定 ・労務単価10 年連続前倒し 改定(R5.3) ○毎月の資材 単価の調査・ 改定	○積算基準の改 定 ・鋼橋製作工の 歩掛、副資材 費、桁輸送費 の改定 ・日当り施工 量、労務、資 機材等の改定 ～深礎工、足 場工、ポスト テンション桁 製作工、PC 橋片持架設工 等9工種
	・不調・不落 対策として、 見積活用方式 等による速や かな契約締結 の実施	○不調・不落 割合(建設管 理部・建築局) ・発注ロット の拡大等によ り減少傾向 H29 : 10.0%, H30 : 7.6%, R1 : 5.9%, R2 : 3.9%, R3 : 3.5%, R4 : 3.0% ○見積活用 方式の試行 (H27～) ○橋梁補修工 事での円滑な 施工対策(R2) ・一日未満で 完成する作業 の積算の改定 ・地域外から の労働者確保 に要する間接 費の設計変更 の手続きを簡 素化 ○災害復旧工 事の円滑な施 工対策(H28 ～) ・現場代理人 の兼任件数の 緩和 ・フレックス 工期 ・復旧JV制度 の導入(帯広・ 室蘭) ・地域要件の 拡大 ・下位等級企 業が入札参加 できる工事価 格帯の引き上 げ ・特例拡大に よる入札期間 等の短縮	

公共工事設計労務単価の推移

- ・公共工事設計労務単価については、近年の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、10年連続で、年度前に前倒して改定。（改定日：H26.2.3、H27.2.2、H28.2.1、H29.3.1、H30.3.1、H31.3.1、R2.3.1、R3.3.1、R4.3.1、R5.3.1）
- ・設計資材単価については、市場取引価格や地域の取引実態の調査を行い、毎月、改定。
- ・令和5年度の公共工事設計労務単価は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用や、元請企業から技能者に対して直接支給している手当等を反映。

公共工事労務単価（全職種）の年度推移（北海道と全国平均）



R5年度設計労務単価（全職種平均）
北海道：27,764円
（対前年度+5.3%）
全 国：27,335円
（対前年度+5.2%）

R5年度の設計労務単価（北海道）
は、H24年度比 83.6%増

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

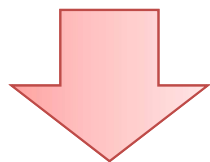
項目	取組の方向性	取組状況等	R5年度以降 改定内容等
(2)著しい 低価格受 注の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用 ・予定価格の事後公表 ・入札金額の内訳書の提出義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ○低入札価格調査基準価格・最低制限価格の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・H21.7より道独自措置を実施、平均落札率上昇 ・R1.5 基準価格設定範囲の改正 (予定価格の70%～90% → 75%～92%) ・平均落札率(発注3部) H29:94.8%, H30:94.8%, R1:94.9%, R2:93.6%, R3:93.5%, R4:94.8% ○予定価格の事後公表(H20.12～) ○工事費内訳書の提出義務化(H27.4～全ての工事に拡大) ○総合評価落札方式で施工体制評価を導入(H30.4～) 	
(3)計画的 な発注及 び適切な 施工時期 の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の計画的な発注 ・適期施工を考慮した早期発注の推進等 ・フレックス工期等の活用 ・各発注者が連携した発注見通しの公表 ・施工時期の平準化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロ国債、ゼロ道債の活用 R3設定 ゼロ道:51億円, 補助ゼロ道:15億円 ○開発局、道、札幌市が参加した発注見通し統合公表 ○フレックス工期制を導入(H29.1月～) H29:1089件, H30:1600件, R1:1740件, R2:1943件, R3:1972件 R4:1887件 ○工期算定要領の改定(R2) 除雪にかかる時間と冬期作業効率低下を工期算定に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロ国債、ゼロ道債の活用 R4設定 ゼロ道:51億円、 補助ゼロ道:6億円
(4)施工条 件の変化 等に応じた 適切な設 計変更	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド条項の適切な適用 ・適切な設計変更(工期変更含む) ・設計図書作成要領(設計変更の手引き)、事例集等の充実、関係職員への周知等を通じた手続きの迅速化・円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○スライド条項の適切な適用 ○設計変更確認会議(H28.4～) 対象の拡大(H30) 監督員の経験年数3年以下 → 監督員が技師(30歳程度以下) ○工事円滑化会議(R2～) ○工事施工円滑化ガイドラインの策定(H28.4) <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書作成要領(設計変更の手引き_H18) ・工事の一時中止ガイドライン(H28) ・設計図書の照査ガイドライン(H17) ・施工条件明示チェックリストの新規追加 ・提出書類のガイドライン(H18) 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計変更確認会議実施要領の改訂(R5.5～適用) ・対象の拡大 監督員が技師(30歳程度以下) ⇒全工事 ○工事請負契約における設計変更ガイドライン(R5.4策定)

設計変更確認会議について

目的

適切な設計変更手続きや工事完成検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、工事書類の作成等について、受発注者が一堂に会して、確認・共有することを目的として開催。

受発注者が一堂に会した確認等



円滑かつ迅速な対応
→適切な設計変更、工事完成検査

対象工事

- 建設管理部が発注する全ての請負工事
- 対象工事は、特記仕様書にて、その旨を明示

参加者

- 受注者側：現場代理人
このほか、主任（監理）技術者、会社役員など、複数人による参加が望ましいが、やむを得ない場合は、現場代理人のみの参加でも成立とする。
また、必要に応じて下請負会社等の担当者も参加可能とする。
- 発注者側：総括監督員、主任監督員、監督員
ただし、やむを得ない場合は、総括監督員、主任監督員のどちらか1名以上と監督員の参加により成立することとする。
総括監督員は必要に応じて建設管理部担当課職員の出席を求めることができる。
また、必要に応じて当該工事に係る施工監理業務、現場技術業務等の受託者も参加可能とする。

実施方法

1)実施時期

- 受発注者いずれかの要請により開催する。
実施時期は、設計変更前又は工事関係書類の成果提出前の適切な時期に双方が協議して決定。

2)打合せ事項

- 設計変更内容について
- 工事書類について

3)協議資料

- 協議に必要な資料は、受発注者双方で準備するものとし、極力、既存の資料を活用する。

4)協議記録

- 工事監督員が作成し、施工協議簿を作成する。

5)工事円滑化会議との同時開催

- 受注者から工事円滑化会議の開催について申出があった場合には、確認会議と同時開催できる。

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ③

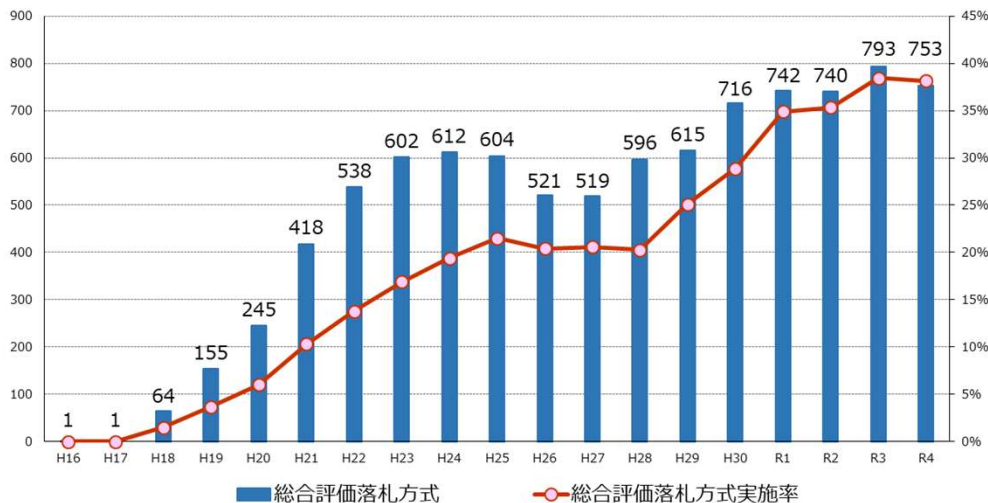
2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

項目	取組の方向性	取組状況等	R5年度以降 改定内容等
(1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況、工事成績評定等適切な審査項目の設定、必要に応じて見直す ・定期の資格審査等で、社会保険等未加入業者を元請業者から排除 	<ul style="list-style-type: none"> ○2年に一度定期の資格審査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R5/6資格審査 「ゼロカーボン北海道への貢献」、北海道グリーン・ビズ認定制度による「優良な取組」部門への登録の評価を追加 ○社会保険等未加入対策 H27.4元請から排除、H28.4一次下請排除、H30.4二次以下の下請排除 	
(2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等	<ul style="list-style-type: none"> ・施行実績や地域要件など適切な設定 ・地域維持事業における事業協同組合方式の採用 ・災害協定の締結 ・災害等の緊急対応における契約予定者の複数選定(年1回見直し) ・暴力団等不良不適格業者の排除の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な入札参加要件設定 ○地域維持事業:大半が事業協同組合方式 ○災害協定:全ての地方建設業協会と締結済み ○緊急対応の契約予定者の複数選定は毎年実施 ○不良不適格業者の排除の徹底 	
(3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等	<ul style="list-style-type: none"> ・若年技術者・技能労働者等の育成・確保状況や建設機械の保有状況、災害時の施行体制の確保等に関する事項について入札契約手続きの各段階において審査・評価することを更に検討 ・工事等優秀業者表彰制度、現場技術者の表彰制度の充実、各段階における審査・評価へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札手続きの各段階における審査・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・資格審査において採用(H27/28資格審査～) ・総合評価:技術者育成・確保の追加(H28) ○表彰制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・道建設部表彰(H22から表彰者数拡大) H30:71者, R1:71者, R2:72者, R3:75者, R4:75者 ・現場技術者表彰(全ての建設管理部で実施) ・維持管理・除雪功労者表彰を新設(H27～) ・建設管理部工事優良 企業表彰(R2～) 	
(4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ○各建設管理部の総合評価審査委員会の設置 	

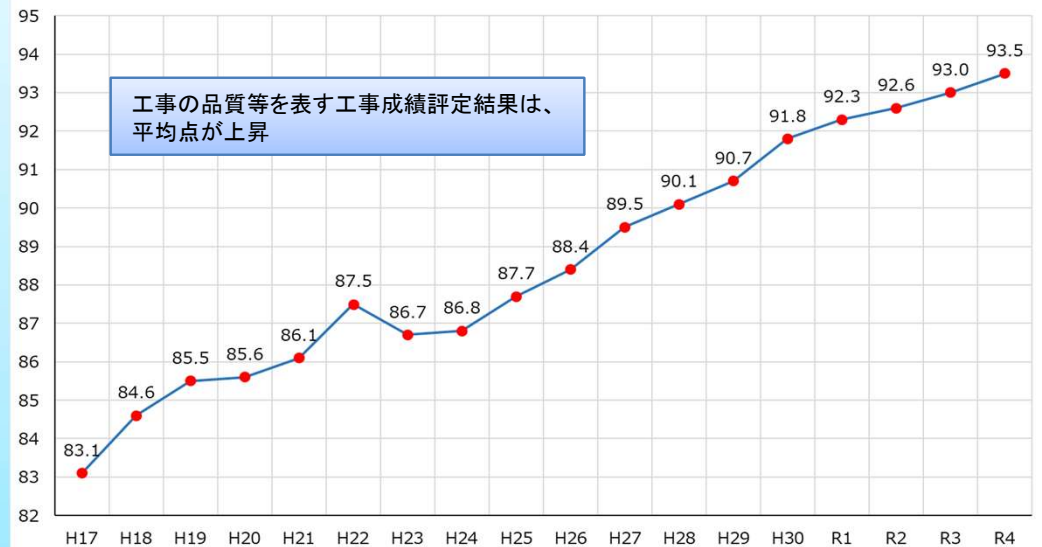
3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	R5年度以降 新規・拡充の取組
(1)競争入札参加資格者の技術提案を求める方式(総合評価落札方式)	ア工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定 ・高度技術提案型、標準型、簡易型 ・オーバースペックは優位に評価しない ・評価方法内容の公表	○総合評価落札方式の試行(H16～) ・H22から発注標準Aクラス以上の工事で原則実施 ・受発注者双方の負担軽減となる簡易型を中心に実施 ・R4:建設管理部で753件実施	○総合評価落札方式ガイドラインの改定(R5) ・建設管理部表彰の取り扱いの改正 ・地域選択項目の改正 (「技術職員の育成・確保」の運用の改正、雇用環境への取組の評価基準の改正)
	イ競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等 ・工事施行成績、配置予定技術者の資格、地域貢献度、若年技術者等の登用も考慮 ・学識経験者の意見聴取	○総合評価落札方式の活用・改善等に関する検討会(H27～H28) ・学識経験者による意見聴取の場 ・評価項目等の検討を実施 ○評価点事後審査方式の試行(H29～継続)	

建設管理部における総合評価落札方式実施件数の推移

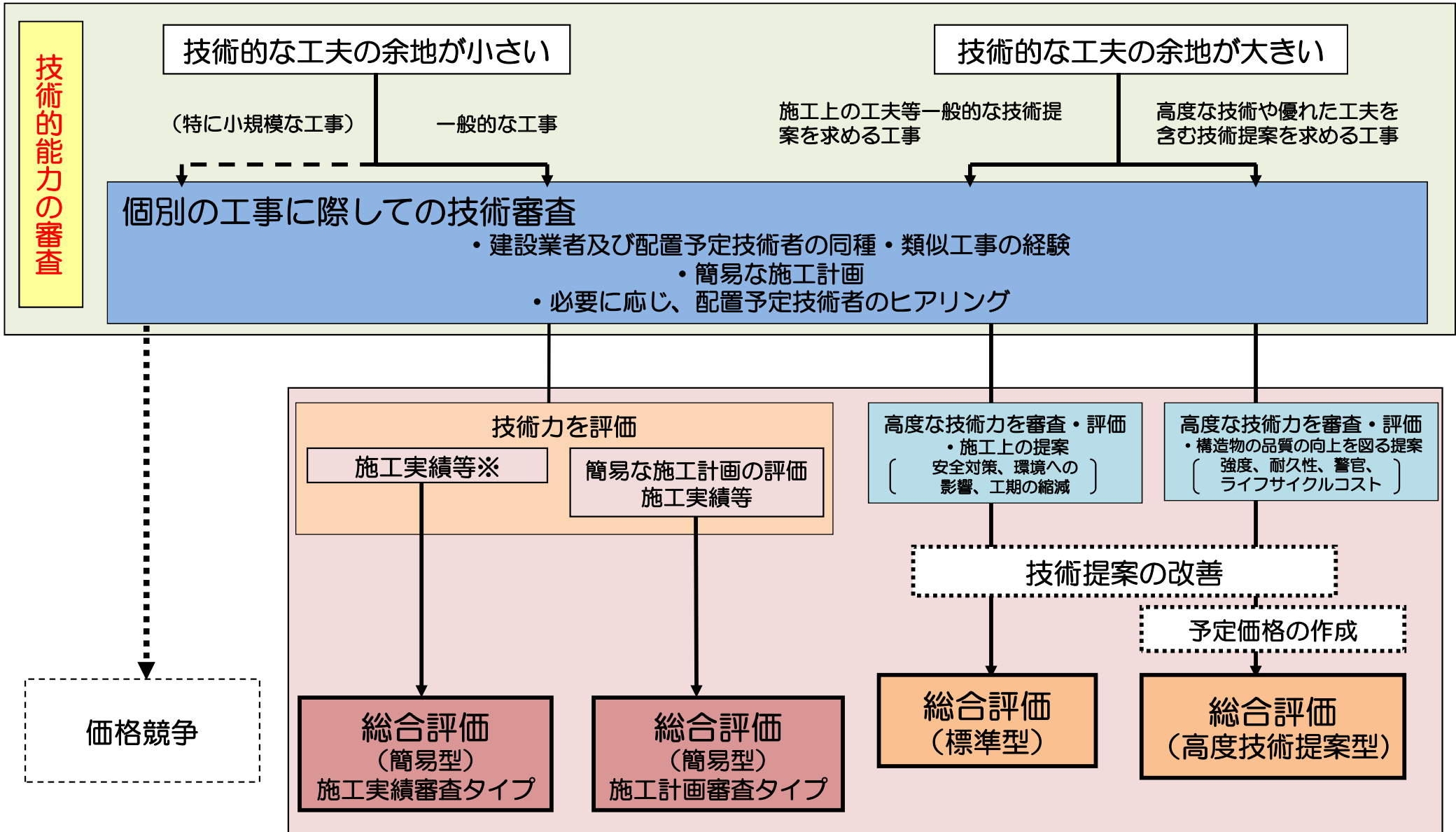


工事成績評定の平均点の推移



北海道における総合評価落札方式について

北海道における総合評価落札方式の分類



公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ⑤

3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	R5以降 改定内容等
(2)契約方式 の選択	ア事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 (ア)施工を単独で発注する方式・・基本 (イ)詳細設計付工事発注方式・・検討 (ウ)維持管理付工事発注方式・・検討 (エ)設計・施工一括発注方式・・必要に応じて検討可 (オ)ECI方式・・必要に応じて検討可	○多様な入札契約方式の検討 ー(ア)施工単独発注を基本として実施 過去の実績は、 (イ)詳細設計付工事発注方式を過去2回 河川トンネル工事において活用 (ウ)～(オ)は採用実績なし	
	イ地域における社会資本の維持管理に資する契約方式 (ア)包括発注方式の活用 (イ)複数年契約方式の検討	○H28から全建設管理部で 道路パトロール・維持管理＋河川パトロール・維持管理 を一括契約 ○H26から冬除雪と春除雪の一括契約方式を開始	
	ウ発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式 ※大規模災害等で迅速に対応する必要がある場合等 (ア)CM方式 (イ)事業促進PPP方式	○その他の方式 ー国の動向について情報収集	
(3)競争入札 参加者の設 定方法の選 択	ア一般競争入札:1千万以上は原則採用 イ指名競争入札:災害など緊急を要する、発注時期に制 約のある工事など一般競争入札により難しい場合 ウ随意契約:緊急対応のため契約を競争に付すことがで きない場合等	○これまで同様、適切に実施	
(4)落札者の 選定方法の 選択	価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度 等に応じて、選択 ア 価格競争方式 イ 総合評価落札方式	○発注標準Aクラス以上の工事は 原則、総合評価落札方式	
(5)支払い方 法の選択	ア 総価請負契約方式 イ 単価・数量精算方式 ウ 総価契約単価合意方式	○支払い方法の選択 ー現在は、工事においては、ア総価請負契約方式 ー維持管理業務においては、イ単価・数量精算方式 を採用	

4 工事の監督・検査等の充実・強化

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R5年度以降 改定内容等
(1)監督・検査・ 工事成績評定の 適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の適切な監督の実施 ・検査の適切な実施 ・成績評定要領・技術基準の見直し ・評価項目・方法の標準化の推進 ・検査における改善事項の書面通知 ・重点監督の実施 ・評定技術の向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者による自己評定の導入(H18～) ・必要に応じ、適宜見直し ・国に準じた評価の実施／評定点の差が課題 ・工事施工成績評定の「評価の視点」を改定(R2.3) ・中堅職員研修、新任出張所長等に対する研修会実施 	
(2)工事成績評定等 に関する資料の データベース化	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースの整備、登録、更新 ・発注者間でのデータの共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、他発注機関へのデータ提供を実施 	
(3)現場の施行体制 等の適切な確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の施行体制等の適切な確認 ・一括下請負など建設業許可行政庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行体制台帳の活用(200万以上の工事 H18～) ・下請状況等調査の実施 H30:160件, R1:158件, R2:160件, R3:160件, R4:160件 	<ul style="list-style-type: none"> ○道独自の「施工体制台帳」の様式を廃止 →任意様式(国の様式やCCUSから出力される様式)での提出可
(4)受注者との協議 等の迅速化・情報共 有の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・三者検討会の活用 ・ワンデーレスポンスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆け、H14～16に試行 H17から本格実施 ・H27から試行開始 H28 7,000万円以上の工事 H29 3,500万円以上の工事へ拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンデーレスポンス実施 要領の改定(R5.10～適用) ・対象を全工事に拡大
(5)完成後一定期間 を経過した後に おける施工状況の 確認・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・国における舗装工事の取組状況等を踏まえた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 	

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ⑦

5 設計・調査における品質確保の推進

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R5年度以降 改定内容等
(1)発注関係事務の適切な実施等	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な予定価格の設定等 ・最新の技術者単価、適正な歩掛の適用等適正な予定価格の設定 ・必要な業務の条件を明示した仕様書等の作成、受発注者間での設計条件等の確認 ・適切な仕様書等の変更、業務委託料・履行期間の変更 ・ワンデーレスポンスの実施 ・指示、承諾、協議等の適切な実施 ○より一層の適正かつ公正な入札の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、国に準じた技術者単価・歩掛等の見直し ・詳細設計照査要領(H17.10～) ・設計条件打ち合わせ簿(H20.3～) ・設計変更の手引き(測量調査設計業務編)(H19.3～) ・委託中間打ち合わせの実施(H17.11～) ・ワンデーレスポンスの実施(H26～試行) ・「赤黄チェック」の実施(H28.10～) ・委託業務円滑化ガイドライン(H29.3策定) <ul style="list-style-type: none"> ①設計変更事例集(新規) ②条件明示チェックリスト(新規) ③設計図書等作成要領、④設計条件打合せ簿 ⑤詳細設計照査要領、⑥工程表(業務計画書) ・合同現地踏査の試行(R1.5～) ・工事発注前三者検討会(R2.6～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンデーレスポンス ・H26から試行していたが、R5.10から本格実施 ・発注者の認知度を浸透拡大するため、「ポスターコンテスト」を実施し、各建設管理部で啓発ポスターを作成・掲示 ○特定関係にある資格者同士の同一入札への参加制限を委託業務にも適用
(2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式 路面下空洞調査、積算資料作成業務で実施 ・プロポーザル方式 道営住宅の基本設計等で実施 	
(3)競争入札参加者の技術的能力の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格等の仕様書への位置づけ ・業務実績、業務成績、企業や技術者の技術力等の適切な審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格等に応じて、保有資格を仕様書に明示【現場技術業務】土木学会の土木技術者や全日本建設技術協会の品質確保技術者等を追加(H29.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・【設計業務】国土交通省登録技術者資格を追加(H5.10～適用)
(4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の適切な実施 ・履行過程、成果を的確に評価した成績評定の実施 ・成績評定・要領等の標準化の推進 ・成績評定のデータベース整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の受託者自己評価の試行(H23.2～) ・要領等の適宜見直し 	

ワンデーレスポンス

1 目的

工事現場では、発注者への確認・協議を必要とする様々な事象が発生するが、回答に時間を要する場合があります。受注者側に待ち時間が生じ、円滑な工事の進行が確保されない場合があります。

このため、回答を迅速あるいは回答期限を明確にすることで「現場を待たせない」対応をルール化し、工事現場における施工効率の向上を図る。

2 実施方法

- ・受注者からの質問等については、「その日のうち」あるいは「翌日」に回答
- ・回答に時間を要する場合は、受注者と協議の上、回答期限を設定する

3 取組状況

請負工事はH27から、委託業務はH26から試行で実施していたが、R5.10より、**全ての請負工事、委託業務を対象に本格運用する(共通仕様書に掲載)**。

受発注者へのアンケートを行い、今後の取り組みの参考とする。

4 期待される効果

一両日中の対応

所定の工期内で無理なく完成

発注者

住民

受注者

- ・品質の向上
- ・技術職員のスキル向上
- ・技術の伝承・向上
- ・事業効果の早期発現

- ・工事目的物の早期利用
- ・地域への工事影響軽減

- ・品質の確保
- ・実働工期の確保
- ・安全の確保
- ・現場トラブルの拡大防止

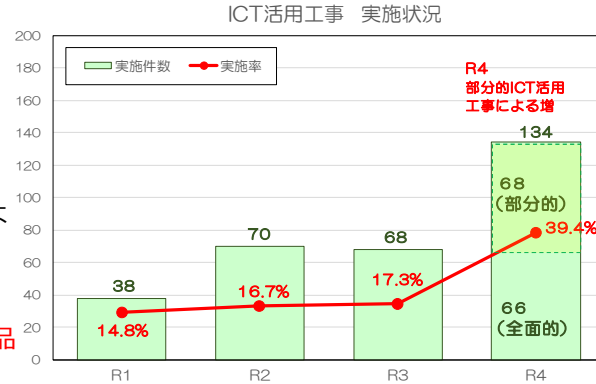
6 担い手の育成・確保の取組

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R5年度以降 改定内容等
<p>(1)技術と経営に優れた企業づくりの推進</p>	<p>建設産業支援プランに基づく各種施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士等による指導・助言 ・生産性の向上を目的とする新技術等の開発促進 ・情報化施工の普及促進 ・企業における担い手の育成・確保の取組促進 ・建設業団体、関係行政機関等の連携強化などを図るための協議会の設置・効果的な取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業サポートセンターにおける相談等 ・中小企業診断士等による専門相談の実施 ・建設業経営支援セミナーをオンラインで開催 ○建設産業ミライ振興支援事業補助金 〈建設業協会等が行う担い手確保・育成の取組への支援〉 ○担い手確保のための普及啓発 ・建設産業ふれあい展 ・ICT体験講習会 ・若手建設産業就業者との意見交換会 ・女性活躍推進セミナー ○北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会発足(H27.6) ○建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針(R5.9改定) ○ICT活用モデル工事の対象拡大 ・ICT土工:1千m³以上(H30までは1万m³以上) ・ICT舗装:3千m²以上の路盤工 :1万m²以上の修繕工(切削オーバーレイ) ・ICT構造物:構造物工(橋脚・橋台)を含む工事 (補修工事は含まない) ・対象工事の拡大:舗装工事、漁港工事、漁港海岸工事、空港工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域建設産業体質強化プロジェクト ・地域の建設企業が抱える課題を解決するため、中小企業診断士等によりテーマに応じた特別講座を開催 ○ICT活用モデル工事実施要領の改定(R5.10月) ・ICT活用モデル工事の対象工種拡大 ・簡易的なICT活用工事の試行

北海道のICT活用モデル工事について

建設業では就労者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、人材確保が厳しい状況となっており、一層の生産性向上が求められている。より少ない人数、日数で同じ工事量の実現を実現するためにICT活用を推進し、工事現場での省力化や生産性向上に向けた取組を実施。

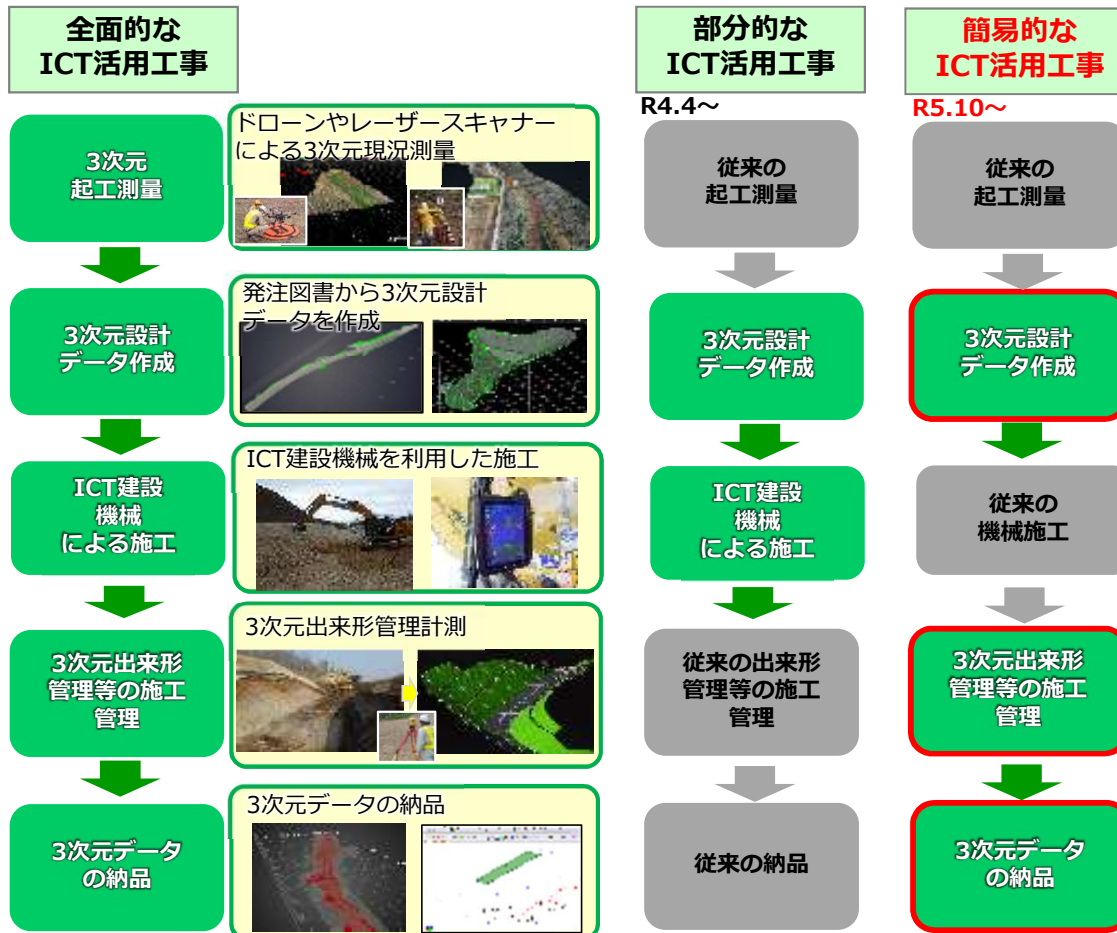
- 平成30年度**
- 「**全面的なICT活用工事**」の試行開始
測量、施工から完成までのプロセスでICTを活用
- 令和4年度**
- 「**部分的なICT活用工事**」を導入
3次元設計データ作成とICT建設機械による施工にICTを活用
- 令和5年度**
- 「**簡易的なICT活用工事**」を導入
3次元の設計データ作成、施工管理、納品にICTを活用



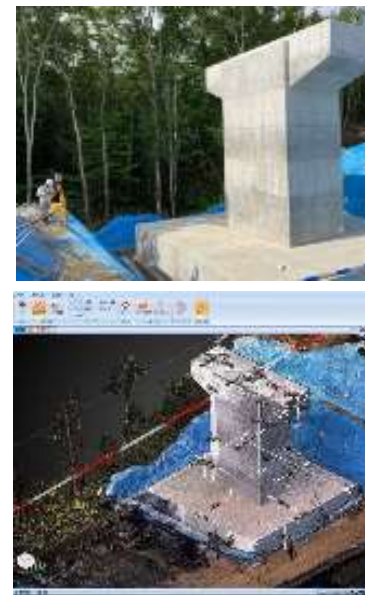
- 令和5年1月**
- 「**建設現場のICT活用研修会**」を開催
令和3年度に引き続き、ICT活用工事の初心者向け研修会を実施。



- 研修会の内容
- ① 「ICT活用工事とは」
 - ② 「3次元設計データ活用」
 - ③ 「3次元設計データの作成演習」



- 令和5年10月**
- 新たなモデル条件の設定
「**構造物工（橋脚・橋台）を含む工事**」（補修工事は含まない）
 - 新たな工種の適用拡大
構造物工(橋脚・橋台)、構造物工(橋梁上部)、擁壁工、基礎工、河川浚渫



ICT活用モデル工事

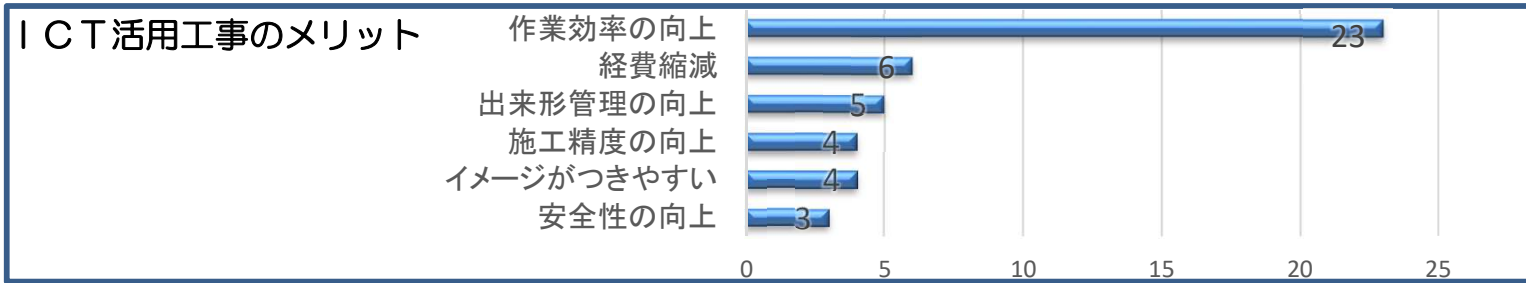
モデル工事の条件	
土工全量	: 1,000m ³ 以上
舗装工（路盤工含む）	: 3,000m ² 以上
舗装工（修繕工）	: 10,000m ² 以上
構造物（橋脚・橋台）を含む工事 （補修工事は含まない）	
有	ICT活用希望の有無
設計変更でICT施工にかかる費用を加算 土工関連工種（下記）の設計変更も可能	
・掘削工（1,000m ³ 未満、小規模）	・作業土工（床掘）
・付帯構造物設置工	・法面工（1,000m ³ 未満）
・構造物（橋梁上部）	・擁壁工
・基礎工	・河川浚渫
全面的なICT活用 (施工評定+2点)	部分的なICT活用 (施工評定+1点)
簡易的なICT活用 (施工評定+1点)	

令和4年度 ICT活用モデル工事 アンケート調査結果【受注者回答】

【回答者】 令和4年度に完成した工事（過年度発注のゼロ国・ゼロ道・補正繰越を含む） 51工事

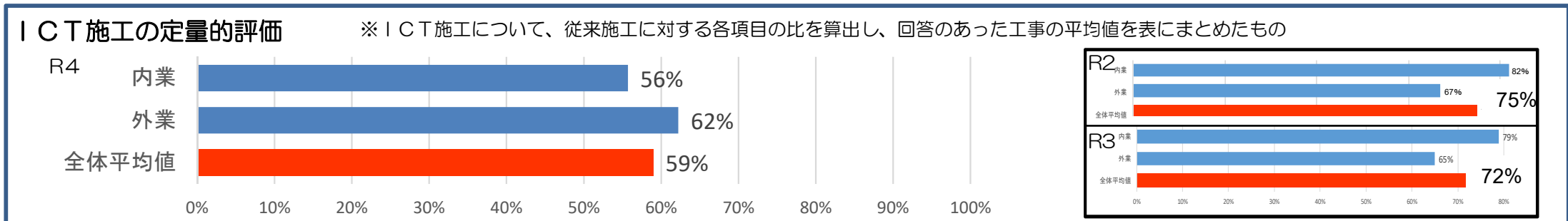
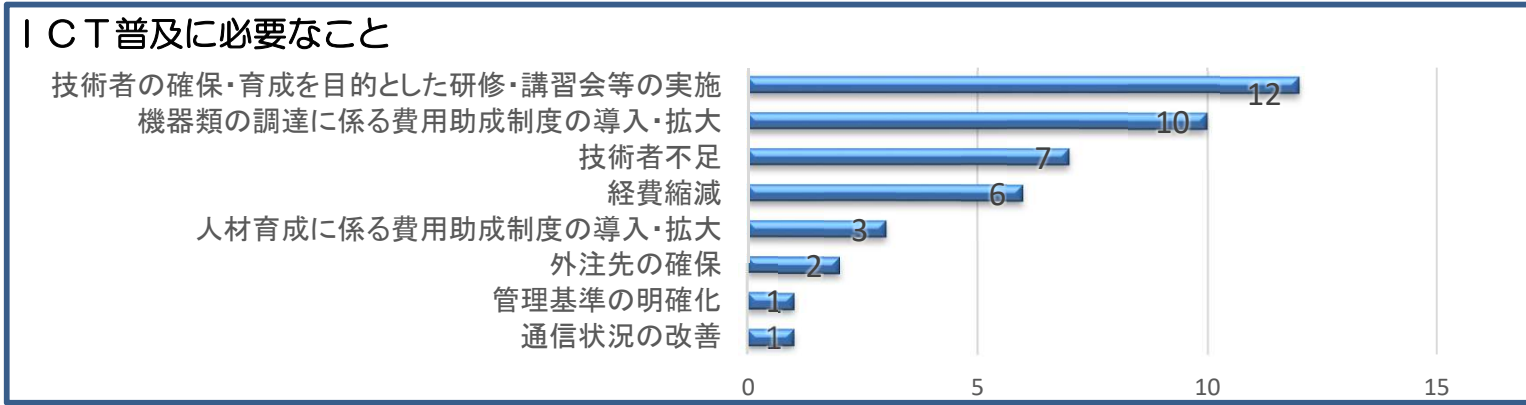
【結果】

- ICT活用工事においては、作業効率の向上にかかるメリットが最も大きい。
- ICTの普及に必要なこととして、技術者への研修や講習会の実施が最も多く、続いて、機器調達の費用助成制度の導入拡大が多い。その他、技術者不足など人材にかかる課題が多い結果となった。
- ICTの効果として従来の工法と比較し比率で59%と、従来施工に比べて、施工効率化と労力軽減が図られている。過年度アンケートの定量的評価がR2：75%、R3：72%と、年々、縮減がされていることがわかった。



受注者意見

- 現状ではICT活用はまだ部分的であり、ICT活用が出来る設計内容にすることを考えることが必要。従来の考えを柔軟に変えていかなければならない。
- 今後も積極的にICTを取入れて作業の効率化を図っていきたい。
- ICT活用工事の3Dデータが継続工事に活かされておらず、各業者がデータを作成する等のロスがあるため、設計段階で作成するなどの検討が必要。
- 土工関係の大規模工事ではメリットが大きいですが、小規模工事ではICTは経費的に難しい。



【まとめ】

ICT施工については取組み意欲はあるものの、機器調達にかかるコスト面とICTの技術者不足の課題がある結果となった。また、徐々にだが、定量的評価の軽減率からICT活用工事の有効性について浸透してきていることがわかった。

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ⑨

6 担い手の育成・確保の取組

項目	取組方針(取組の方向性)	取組状況等	R5年度以降 改定内容等
(2)労働環境等の改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・元下請間の関係適正化のための指導の実施 ・賃金・安全衛生等労働環境の改善の指導 ・適切な賃金水準、社会保険等の加入徹底の指導 ・社会保険等未加入業者の下請業者からの排除 ・前金払制度、中間前払・出来高部分払制度等の活用 ・中間前払制度の利用促進、手続きの簡素化等 ・「労働環境改善プロジェクト」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日モデル工事の実施 (建設部:H30.3～ 施工者希望型) R2:1,986件 → 1,757件実施(88.5%) R3:1,892件 → 1,843件実施(97.4%) R4:1,879件 → 1,862件実施(99.1%) ○社会保険等未加入業者の排除 ・元請業者からの排除(H27～) ・一次下請業者からの排除(H28～) ・二次以下の下請業者の排除(H30～) ○中間前金払活用実績 (H30:50件, R1:59件, R2:57件, R3:35件, R4:59件) ○労働環境改善プロジェクト (道建設部:H27.8～) ○法定外労保の付保(R2～) ○建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事の実施(受注者希望型) ・R4:対象20件 → 18件実施 (対象:1億円以上の一般土木工事) ・R5:対象321件 → 166件実施(※R5.8時点) (対象:7,000万円以上の一般土木工事) 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日モデル工事実施要領の改定(R5.5～適用) ・従前の土木工事、漁港工事、空港工事に加えて、新たに災害復旧工事も対象拡大 ・従前の現場閉所に加えて、個人単位で休日確保する交替制を導入 ○労働環境改善プロジェクト ・H27.8から試行していたが、R5.10から本格実施 ・発注者の認知度を浸透拡大するため、「ポスターコンテスト」を実施し、各建設管理部で啓発ポスターを作成・掲示
(3)道の発注体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携した技術研修、技術交流 ・短期企業研修 ・資格取得意欲の向上 ・発注支援業務の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員研修(H20～) ・短期企業研修(H19～) ・積算資料作成、施工管理等の発注者支援業務の活用 	

週休2日モデル工事実施状況 (R3からの繰越、ゼロ国等を含む、令和4年度完成工事)

建管名	①発注件数 (件)	②うち、モデル工事		③うち、取組表明			④ ③のうち 週休2日 履行件数 (件)	モデル工事に 対する達成率 ④/②
		件数	発注全体に 対する割合 ②/①	件数	モデル工事 に対する割合 ③/②	発注全体に 対する割合 ③/①		
札幌	297	282	94.9%	281	99.6%	94.6%	278	98.6%
小樽	158	158	100.0%	158	100.0%	100.0%	158	100.0%
函館	246	222	90.2%	220	99.1%	89.4%	220	99.1%
室蘭	190	187	98.4%	186	99.5%	97.9%	185	98.9%
旭川	238	225	94.5%	225	99.1%	93.7%	222	98.7%
留萌	128	123	96.1%	123	100.0%	96.1%	123	100.0%
稚内	138	137	99.3%	137	100.0%	99.3%	137	100.0%
網走	203	187	92.1%	185	98.9%	91.1%	183	97.9%
帯広	196	174	88.8%	174	100.0%	88.8%	173	99.4%
釧路	194	184	94.8%	183	99.5%	94.3%	183	99.5%
計	1,988	1,879	94.5%	1,870	99.5%	94.1%	1,862	99.1%

令和4年度 週休2日モデル工事 アンケート調査結果 【受注者回答】

【回答者】

令和4年度に行った工事（過年度発注のゼロ国・ゼロ道・補正繰越を含む）のうち、189工事（モデル工事を履行した方の回答）

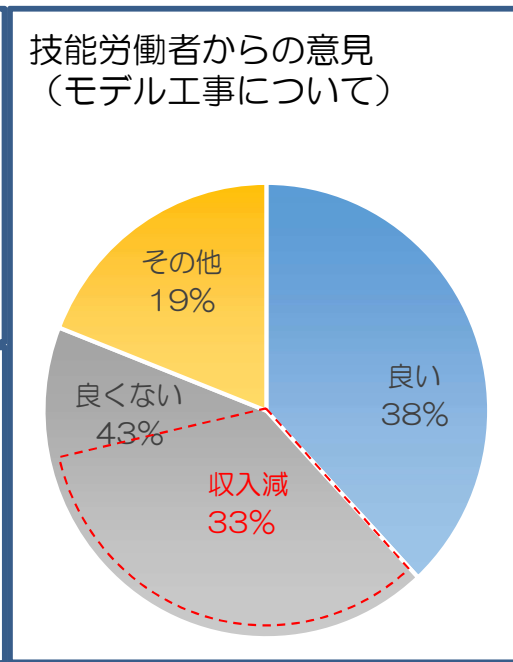
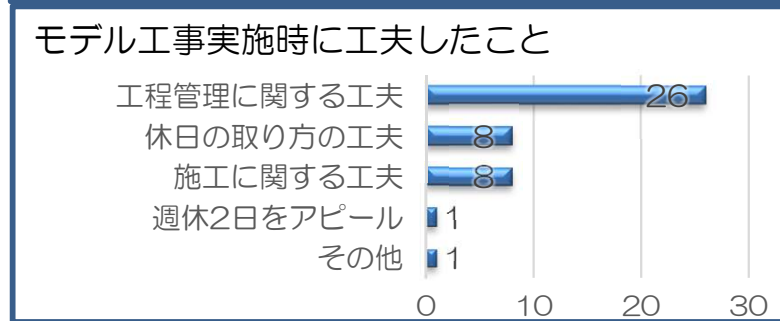
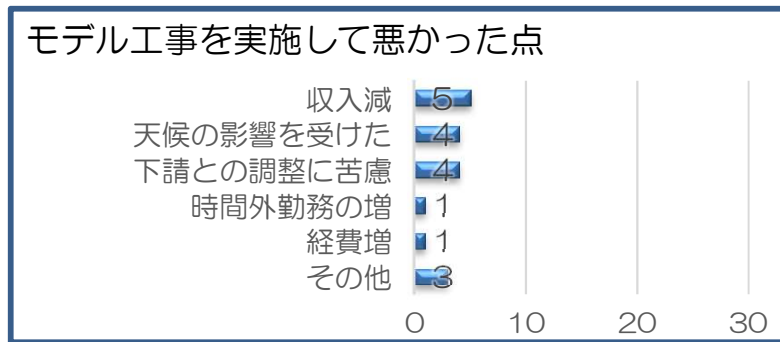
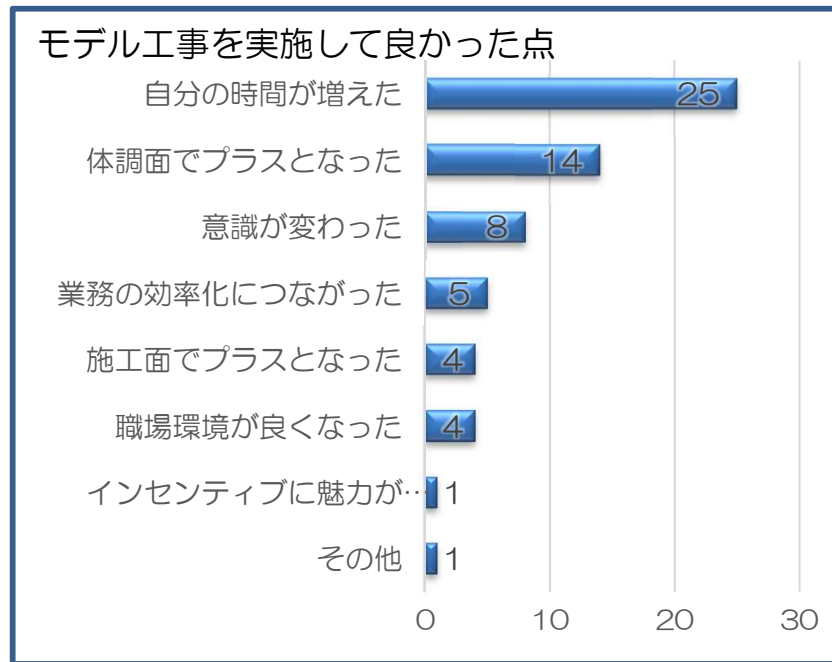
【結果】

・受注者からは、良かった点として、子供の学校行事への参加など家族サービスができ、充実したプライベートが送れた、体調管理ができ、病院へも行くことが出来た等の意見のほか、休日取得という意識改革も浸透してきているとの意見もあった。悪かった点は土曜日の休日により収入が減少したという意見が多かった。

なお、良かった点の回答数が悪かった点の約3倍となったことから、取組の有効性が認識されてきている。

・モデル工事実施にあたっては、下請けとの工程管理の工夫のほか、休日の取り方を工夫も見られた。

・技能労働者からの意見として、休日の計画が立てやすくプライベートが充実し仕事のモチベーションが向上が約4割で週休2日モデル工事のメリットがあった一方、稼働日数が減ることによる収入減を懸念する意見も多く見られた。



【まとめ】

モデル工事を実施して良かった点として、休日の確保や身体的疲労の軽減が図られたとの回答が多かった。また、休日取得という意識改革も浸透してきているとの意見があった一方で、技能労働者の収入減を懸念する回答も見受けられた。

現在、当初設計において4週8休として、労務単価及び機械経費（賃料）及び諸経費の補正をおこなっており、技能労働者の適切な賃金水準を確保するよう現場への周知を徹底していくとともに、4週8休の補正係数の改定等については、国の動向を注視していく。

北海道の週休2日モデル工事について

労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として**週休2日の確保**が重要な課題となっている。

これまでの取組（H30～R4）

平成30年度

- モデル工事実施要領を策定
- 4週6休以上履行で補正対象
- 4週8休以上の履行できた工事は工事施行成績評定で1点加点
- 土木工事、漁港工事を週休2日対象工事とした

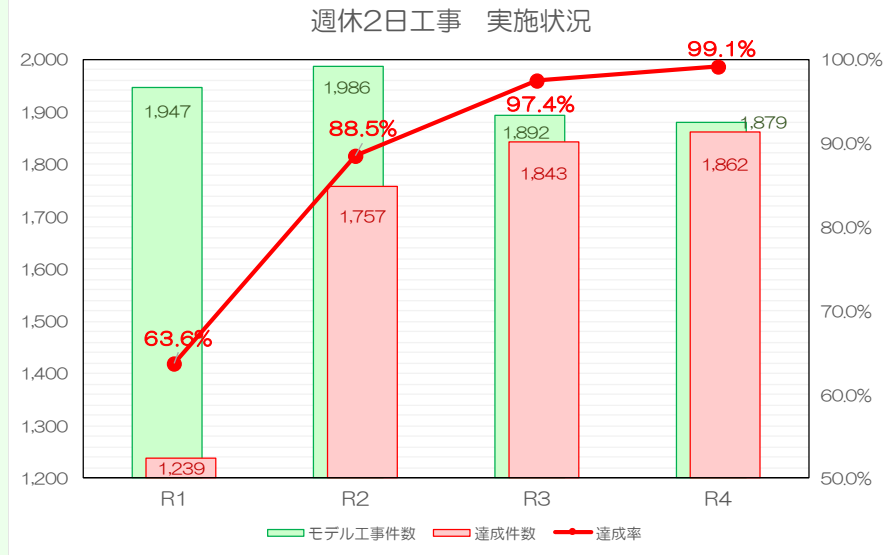
令和元年度

- 空港工事を週休2日対象工事とした。

令和2年度

- 当初設計から4週8休を前提とした積算

注）労務費、市場単価、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費については国土交通省の率等に準拠し、随時の改定



令和4年度 週休2日ポスター

いい仕事は、いい休日から生まれる。

現場での週休2日の実施を目指して、北海道内の公共工事を一斉にお休みします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※緊急工事や工種上やむを得ない場合は除きます。

毎月2回の統一土曜閉所をめざします!

建設業働き方改革 週休2日促進デー

令和4年度の実施日はこちら!!

5/14	6/11	7/9	7/16	7/17	7/18
9/10	9/23	9/24	9/25	10/8	10/9

※緑色の日は前後の祝日を休日にするなど3連休となる実施日です

みんなの協力で実現しよう!「週休2日」もっと働きやすく、もっと魅力的な建設業になるために。

北海道建設業関係労働時間削減推進協議会

建設業働き方改革 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会

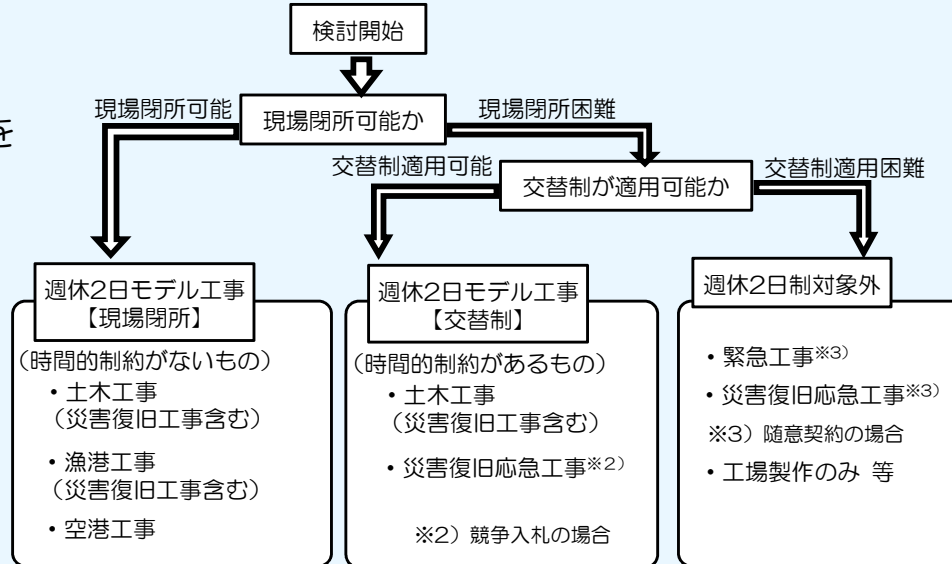
これからの取組（R5～）

令和5年度

- 災害復旧工事を週休2日対象工事とした。
- 従来の【現場閉所】に加えて個人単位で休日を確保する【交替制】を導入した。

- 週休2日モデル工事【現場閉所】：現場閉所が可能な全ての工事
- 週休2日モデル工事【交替制】：社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事
※緊急工事などは除く
- 週休2日を基本の発注とする。

週休2日モデル工事 選定フロー



令和5年度 週休2日ポスター

建設業働き方改革 いい仕事は、いい休日から生まれる。

毎週土曜日の現場閉所をめざします!

現場での週休2日の実施を目指して、北海道内の公共工事を一斉にお休みします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※緊急工事や工種上やむを得ない場合は除きます。

北海道建設業関係労働時間削減推進協議会

建設業働き方改革 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会

7 市町村への支援

項目	取組の方向性	取組状況等	備考
(1)発注者間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道、市町村で組織する発注者協議会・地方部会の設置、発注者間の情報交換や連絡・調整、課題への対応等各種施策の推進 ・地方部会を活用し、市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用実施のための取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者協議会の設置(H20～) ○14の総合振興局・振興局ごとに地方部会を設置(H27.6～) 	
(2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知、技術的な相談に即応 ・講習会、研修への市町村職員等の参加受け入れ ・工事検査への市町村職員の参加受け入れ ・発注関係事務に関する基準・要領の情報提供 ・積算システム等の標準化、共有化 ・総合評価落札方式の検討への職員の派遣 ・橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進 ・多様な入札契約方式に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共工事の品質確保の相談窓口設置(H17～) ○市町村職員の技術系研修会への受け入れ ○市町村職員の工事完成検査への参加(H18～) H28:6名, H29:68名, H30:23名, R1:23名, R2:35名, R3:6名, R4:7名 ○市町村の総合評価の技術審査への道職員の派遣 ～これまで、10市町の総合評価へ派遣 ○各種基準・要領等の情報提供 ○積算システムの共有化:道内の141市町村が利用 ○新積算システム(Web版)の運用開始(H28.1～) ○橋梁点検業務の地域一括発注 H28:72市町村, H29:67市町村, H30:38市町村, R1:33市町村, R2:45市町村, R3:68市町村, R4:67市町村 ○入札契約制度研修会の実施 	